

造石山寺所の帳簿（中）

筆蹟の観察と記帳作業の検討

An Attempt to Reconstruct the Order of Accounts for Building the Ishiyamadera Temple

Based on Graphological Observation and an Examination of Bookkeeping

山本幸男

二 帳簿の作成と書き換え

(1) 下道主と阿刀の方呂

造石山寺所の帳簿の中で最も早く始まるのは(A)造寺料銭用帳で、冒頭には甲筆によって天平宝字五年十二月二十四日条の記事が書かれている（表1参照）。造石山寺所関係文書の中で最も早い日付を持つのは、長上船木宿奈万呂と木工三人・仕丁三人の雑物充当を伝える同年十二月二十三日付造寺司牒（正集五、四ノ五二五〜五二六）であるから、(A)の冒頭の記事は最初期のものということになる。しかし、甲筆、すなわち下道主が石山に向向するのは翌年の正月になってからのようであり、同月二十日付造石山寺所解案(D)、十五ノ一三九〜一四〇）には道主を案主として所請する記事が載せられている。もっとも、造石山寺所の正月（三〇日）の上日報告では、道主のそれは一五とある（表2参照³⁸）ので、この時には既に造石山寺所に出仕していたはずである。しかし、道主の造石山寺所への出向には造東大

造石山寺所の帳簿（中）

表2 造石山寺所構成員の上日（）内は夕の数

	天平宝字六年	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
主典安都雄足	三〇(一八)	二〇	三〇(二〇)	一七(一一)	二二(一九)	一四(一三)	一〇(八)	四(三)	五(三)		
長上船木宿奈万呂	三〇(二九)	三〇		二七(二六)	八(七)	二二(二二)	二五(二三)				
領上馬養	七(六)	三〇	二四(二三)	二八(二七)	二二(二二)	三〇(二九)	五(四)	二九(二八)	二九(二八)	一七(一六)	二九(二八)
下道主	一五(一四)	二九	三〇(二九)	一九(一八)	二九(二八)	二二(二二)	二九(二八)	二〇(一九)	二〇(一九)	一五(一四)	二五(二四)
玉作子綿	一六(一五)	三〇	三〇(二九)	二九(二七)	二六(二〇)	五(四)					
三嶋豊羽	一〇	七	三〇(二九)	二九(二八)	二六(二二)	一七(一六)	二九(二八)	二四(二三)			
品治石弓	一六(一五)	二〇	三〇(二九)	二四(二〇)		一七(一六)	二九(二八)				
秦足人	一二(九)	二五	三〇(二九)	二九(一九)	二七	三〇(二九)	二九(二八)				
工広道	五	一三		八(七)	二(一)						
弓削伯万呂	七	三〇	三〇(二九)	二二(一九)	一五(八)	二七(二六)	二九(二八)	二七(二六)	三〇(二九)	三〇(二九)	二二(一九)
阿刀乙万呂	一五(一四)	三〇	三〇(二九)	二二(二二)	二九(二八)	一五(一四)	二九(二八)	二二(二二)	三〇(二九)	三〇(二九)	二九(二八)
道豊足		三〇	二八(二七)	二九(二八)	二二(二〇)						
装演能登忍人	七(六)	三〇	二〇(一九)	一七(一六)	二二	二二(二〇)	七(六)	二二(二〇)	三〇(二九)	三〇(二九)	二二(二〇)
木工穂積河内	三〇	一三	二六	二六(一九)	一五	二四	二九(二八)				
丸部男公	三〇	三〇	二九(二八)	二八(二七)	九	二九	二九(二八)	二九(二八)			
甲賀深万呂	二三	二七	二八(二四)	二九(二八)	九	二七	二九(二八)				
県主石敷	三〇										
丈部真犬	三〇	二五	二六(二五)	二九(二八)	九	二七	二九(二八)				
勾猪万呂		二五	一七(一六)	二八(二七)	七	二九	二九(二八)				

寺司が難色を示し、右の二十日付の所請に対して、同月二十三日付造東大寺司牒（統修別集七、五ノ六八〜六九）では、「一下道主／右人其名雖預司考不知彼身所在／仍不得判充」と述べ、造石山寺所が提出した上日に対しても、二月二日付造東大寺司牒（正集五、五ノ八四）は「一下道主玉作子綿二人者司不判充何申上／其上日」として返却の措置をとっている。これ以降、道主の処遇をめぐる記事はなく、上日も造石山寺所によって報告されている（表2参照）ので、二日付牒から間もない時期に道主は造石山寺所の政所に判充されたものと思われるが、こうした経緯からしても、長上船木宿奈万呂らと同じころに石山へ赴き帳簿作成に従事していたとは考えにくい。先の上日教より推せば、道主が造石山寺所に出仕し出すのは六年正月十六日ごろからではなからうか。つまり、道主は、この日以降に前年十二月二十四日の記事を書いていたらと見られるのである。同様のことは、(E)雑材并檜皮及和炭納帳の正月十五日条に登場する乙筆についてもいえる。

乙筆、すなわち阿刀乙万呂が造石山寺所に充てられるのは、六年正月十四日付造東大寺司牒（統修別集六、五ノ三〜四）においてで、舍人品部石弓と鉄工物部祢万呂とともに出向させる旨が記されている。正月の上日は道主と同じく一五である（表2参照）から、十六日には造石山寺所に出仕していたらしく、(G)雑物用帳の同日条には、山作所に充てる鉄一〇廷・鍬二口が阿刀乙万呂と玉作子綿に付されたことが見えている（十五ノ二九〇）。その後、乙万呂と子綿は田上山作所の領となり、正月三十日付田上山作所告朔（統修後集三十二、十五ノ三四四〜三四八、統修別集三十一、五ノ七七〜八三）の作成に従事しているが、子綿らに宛てられた二月四日付造石山寺所符案（D）、十五ノ一四九）には阿刀乙万呂に替えて道豊足を領として充遣することが伝えられ、「宜承知状乙万呂掌所雑物件豊足勘遷以今月六日／参向寺家」との指示が出されている。山作所領としての乙万呂は、翌五日付の造石山寺所符案（D）、十五ノ一五〇）に見えるのが最後であるから、乙万呂は予定通り六日には田上山作所から造石山寺所へ配置換えになったようである。従って、(A)造寺料銭用帳・(E)雑材并檜皮及和炭納帳（冒頭に「雑材并檜皮納帳」と題する）・(F)鉄充并作上帳・(G)雑物

用帳の正月十五日から二月五日にかけての各条に見える乙万呂の筆（乙筆、表1参照）は、二月六日以降のものと思われる⁽⁴⁾。

記帳担当者が着任以前の記事を一括して書き上げるのは応々にしてあることだろうし、下道主と阿刀乙万呂の場合もとりたてて問題にするほどのものではないかもしれない。しかし、右の(E)・(F)・(G)の各帳簿には、内容をほぼ同じくする(E)雑材納帳・(F)鉄用帳・(G)雑物用帳があることを念頭にすると、事はやや複雑になってくる。

(2)旧帳と新帳

(E)雑材納帳は正月十五日～二十八日、(F)鉄用帳は正月十六日～二月二十一日、(G)雑物用帳は正月十六日～二月二十五日の間の記事を書き留める一～二紙の帳簿で、いずれも尾部を欠いた状態にある（一覽表参照）。岡藤良敬氏は、この(E)と(E)雑材并檜皮及和炭納帳、(F)と(F)鉄充并作上帳、(G)と(G)雑物用帳をそれぞれ案文と正文の關係ととらえられているが、両者の内容を比較すると、これら(E)・(F)・(G)を案文とするにはいくつかの問題があることが知られる。以下、順にその理由を述べることにする。

まず、(E)雑材納帳と(E)雑材并檜皮及和炭納帳を見ると、正月十五日～二十八日の限られた期間ではあるが、(E)に記された雑材（相樽・黒木・黒木の桁・柱・古麻比・佐須など）の収納数と雇夫・仕丁の採功数は(E)のものとは一致している⁽⁴⁾ので、両者は同内容と見てもよさそうである。しかし、書式の方は異なっており、冒頭の正月十五日条はともに主文／「右」記事／位置^(E)では主典安都雄足が自署を加える）と共通するものの、(E)では、それに続く十五日～二十七日の各条を主文＋「右」記事もしくは主文／「右」記事の形で書き継ぐのに対し（二十八日条は後半部を欠くため除外）、(E)では、この間の収納雑材を一括集計して十五日条の「又」主文とし、「右自十五日迄廿七日自立石⁽⁵⁾令採如件採功百廿九人」（十五ノ二六一）との「右」記事を付けて位置を加えている。これより、(E)の方が(E)より先に作成され

ていたこと、(E)ではそれをもとに収納雑材の集計を行なっていたことが知られるが、こうした一括集計は(E)の正月二十八日条や二月一日条でも見られ、いずれも立石山からの収納雑材と採功を、前者では正月二十八日～三十日、後者は二月一日～三十日の分をまとめて記している。この場合も、現状では当該条を欠失するが、(E)をもとにした集計と見てよいだろう。(E)での収納雑材の集計記事は二月一日条のものが最後で、三月二日以降雑材は収納の都度記帳されているので、(E)の記事は二月三十日をもって終わっていたのではないかと思われる。

(E)雑材并檜皮及和炭納帳には、雑材の他に檜皮と和炭の収納も記録されているが、この両者にも(E)雑材納帳のような帳簿があったらしく、檜皮の場合は、一括集計ではないが、二月九日～三十日の各条に日別の収納数を主文／「右」記事もしくは主文のみで書き上げ、最後の三十日条に位置を加える形式をとっている。一方、和炭の場合は、三月九日条に「収納和炭卅九石四斗 焼夫卅八人／右自正月廿四日迄廿二日焼炭惣今日納如件」(合点は省略。十五ノ二六八)と記して一括集計を行なっている。いずれも整理・集計の対象となる先行帳簿があつての措置と考えられる。このように見ると、(E)は、冒頭に「雑材并檜皮納帳」と題することから推して、三月一日～九日の間に、まず(E)雑材納帳と「檜皮納帳」をもとに作成されだし、九日に「和炭納帳」の記事を付け加えることによつて、雑材并檜皮及和炭納帳としての体裁をとるに至つたということになるだろう。つまり、(E)の作成にもなつて先行する三帳簿はその役割を終えたわけで、(E)は正月十六日～二月三十日、「檜皮納帳」では二月九日～三十日、「和炭納帳」では正月二十四日～二月二十二日の記事でもつて、それぞれ閉じられたのではないかと推測される。

次に、(F)鉄用帳と(F)鉄充并作上帳の正月十六日～二月二十一日の間の記事を見ると、各条の冒頭に記される鉄廷の下充数は一致し、それに続く作上鉄雑物は品目の一部が(F)で削られたり作上日が変更されたりしているが、それ以外のものはほぼ同内容と見られる。書式の方は、(F)には「右」記事は付けられず位置があるのも一部だけで、その他は主文のみの構成となっているのに対し、(E)では、主文／「右」記事／位置という整つた体裁をとっている。そこでの

「右」記事は、「右作上鉄物等如件」(十五ノ二九三)と文言が統一されており、興味深いのは、この「右」記事が三月四日条まで続けられたあと、次の十日条では「右作上釘等如件」(十五ノ二九八)と文言の一部が変わり、これを最後に「右」記事は表われなくなる点である。(F)における作上鉄雑物の一部訂正や書式の統一は、(F)を下敷きにしたことと見られるが、正月十六日条から始まる画一的な「右」記事が三月四日条まで続くのは、(F)の作成者が手元に置いていた(F)がこの日で終わっていたことを、換言すれば、(F)の筆者は正月十六日条からこの三月四日条まで連続して書き上げてきたことを示唆するように思われる。(G)雑物用帳にも記載される鉄廷下充の最初の記事が、同帳三月四日条に「又下鉄卅三廷重百十六斤十兩／右自正月十六日迄三月四日於院中雜鉄物下作料／用惣今日下如件／但所作色別物者在作上帳」(十五ノ三一八〜三一九)とあって、正月十六日〜三月四日の下充数を集計しているのも、(F)の記事がこの三月四日をもって終わっていたからであろう。(F)の先行帳簿は(F)だけと見られるので、恐らく三月五日ごろから(F)の記事を改訂し書式を整えて(F)に転記していったものと思われる。

(G)雑物用帳と(G)雑物用帳の場合は題目が一致し、書式も主文／「右」記事／位置を基本形としてほぼ共通するが、正月十六日〜二月二十五日の間の記帳内容を比べると次のような相違点が見出だされる。すなわち、①(G)冒頭の正月十六日条の記事が(G)では二月三日条に載せられているため、(G)は正月二十四日条から始まる体裁をとっている点、②(G)の正月二十四日条の和炭、二月六日条の租布、二十五日条の墨の各下充記事が(G)には載せられていない点、③(G)には(G)に認められない正月三十日条の雑器、二月七日条の釘等の各下充記事が載せられている点である。①の(G)正月十六日条の記事が(G)では二月三日条に記載された理由は明らかでないが、こうした措置がとられたのも、(G)が(G)をもとに作成されていたからであろう。しかし、②③に明らかのように、(G)の作成時には記載記事の取捨が行なわれたらしく、たとえば②の和炭の場合を見ると、三月四日から始まる(H)雑材并檜皮及和炭用帳の同月九日条において、和炭四〇斛一斗の下充に「右自正月廿四日迄三月十日充用和炭惣今日下如件」(十五ノ三六五)と記すように、一括集計さ

れて同帳に転載されている。^⑤その際、三月十日で区切っているのは、集計の対象とした(G)の和炭下充が、この日まで書き継がれていたためと思われる。^③の雑器は、その下充記事に「已上買内」(十五ノ三一五)と注記されているので、(G)では記載されなかった購入品の下充を(G)では追加記入していたようである。釘の場合は、二月七日条に主文と八つの「又」主文によって下充が記され、それぞれの「右」記事で写経所用と石山寺用に分類されているが、合計四七一隻もの釘がこの日に下充されたとは考えにくいので、^④恐らく二月七日ごろから始まっていた「鉄雑物用帳」のよくなものから、日付を省略し記事内容のみを転記したのであろう。この他、前記のように、三月四日条には(F)鉄用帳から集計した正月十六日～三月四日の鉄廷下充数が記載されているので、(G)は少なくとも(G)・(F)・「鉄雑物用帳」といった先行帳簿をもとにして、雑物用帳としての体裁を整えていったものと見られる。その作成開始日は、先に推定した(F)と(G)の最終記事を念頭にすれば、三月五日～十一日の間に求められそうである。

以上、(E)雑材納帳は(E)雑材并檜皮及和炭納帳の、(F)鉄用帳は(F)鉄充并作上帳の、(G)雑物用帳は(G)雑物用帳のそれぞれ先行する帳簿の一つであることを指摘したが、これより(E)・(F)・(G)を案文と見るのは無理であることも知られるであろう。むしろ、(E)・(F)・(G)と(E)・(F)・(G)が旧帳と新帳の関係にあることからすれば、新帳が作り出される三月一日～十一日の間に帳簿作成上の大きな画期があったことを読み取ることができる。となると、(E)・(F)・(G)と並行して作成されていたことになっている他の帳簿(A)～(D)においても、同様の事態が進んでいたのではないかと思われる。それを窺わせるのが、(A)造寺料銭用帳と(B)造寺料雑物取納帳である。

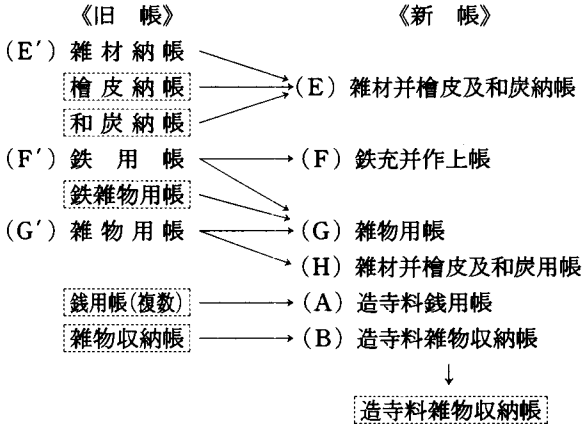
(A)造寺料銭用帳は、前記のように帳簿の中で最も早い日付を持つが、その冒頭部では日次が乱れており、天平宝字五年十二月二十四日条を先頭に六年正月十日、五年十二月二十七日、六年正月十六日、八日、二月三十日、十六日の順に各条の記事が書き継がれている。書式は、最初の三条が主文(「又」主文)／「右」記事／位署の形をとり、他は主文／「右」記事／「又」主文／「右」記事の形式で書き進められ、二月十六日条の最後になって位署が置かれてい

る。次の三月七日条以降になると、日次通りに記帳がなされ、書式も主文／「右」記事／位置を基本とする形になっている点から推すと、五年十二月二十四日～六年二月三十日の記事は一括して記帳されていたこと、つまり(A)にも(B)雑材納帳・(F)鉄用帳・(G)雑物用帳のような先行する「錢用帳」があつて、その記事を三月一日～七日の間に一部改訂もしくは集計し(A)に転記していた可能性が高いように思われる。ただ、旧帳から新帳へとなると日次の乱れが問題になるが、最初の二条は甲賀山作所への、六年正月十六日条は田上山作所への下充錢を、残る各条では雑物直や功直の下充錢をそれぞれ記していることからすれば、それは複数の「錢用帳」から用錢別に記事をまとめた結果なのかもしれない。

(B)造寺料雑物収納帳の場合は、日次順に記帳がなされ、書式も主文(「又」主文)／「右」記事／位置の整った形をとり、位置にはいずれも主典安都雄足が自署を加えるという特徴を持つ。現存するのは、五年十二月二十八日～六年二月二十六日の記事を載せる一紙のみであるが、写真によると最後の二月二十六日条の位置の左に余白が二行程度認められるので、(B)は尾欠ではなく、この一紙をもって記帳が終わっていた可能性が高い。安定した筆遣いからすれば、これらの記事は、二月二十七日以降に一括して書かれたものようである。となると、(B)は旧帳から書き換えられた新帳ということになるが、それが何故に一紙で終わるのか明らかでない。

残る(C)食物用帳と(D)解移牒符案についても三月上旬までの記事を見ると、そこには一括集計や書式の変化、(A)造寺料錢用帳のような大幅な日次の乱れは認められない。また、それぞれ一箇所だけであるが、(C)では正月十六日条の、(D)では正月二十三日付造石山寺所符案の各位署に、主典安都雄足が自署を加えているのが注意される。旧帳の(E)雑材納帳では正月十五日条に、(G)雑物用帳では同月十六日条に主典の自署が見える(表1参照)ことからすると、この二帳はいずれも日次順に、(C)は正月十四日条から、(D)は翌十五日付案文から(E)・(G)などの旧帳と並行して書き継がれていたもので、途中で新帳への書き換えなどがなかった帳簿と考えられる。(C)・(D)とも、当初から食料雑物の用帳とし

造石山寺所の帳簿(中)



注. [] は存在が推定される帳簿

図5 旧帳と新帳の関係

て造石山寺所(写経所も含む)発給文書の案文帳として、その用途は明確であり、他の帳簿との調整の必要もなかったからであろう。^(補註)

(3) 帳簿書き換えの目的

旧帳から新帳への書き換えは、(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳・(G)雑物用帳の他に(A)造寺料銭用帳・(B)造寺料雑物収納帳でもあったらしく、結局(C)食物用帳と(D)解移牒符案だけが日次通りに作成されていたと見なせるようである。図5は、以上の検討結果をまとめたものである。問題は、三月上旬に行なわれたこうした帳簿の書き換え作業をどう評価するかであるが、これについては、先に見た(E)雑材用帳と(F)鉄用帳と(G)雑物用帳と(H)の比較より、①主文/「右」記事/位置を基本形とする書式の統一と、②先行帳簿の統合による収載記事の整理と取捨選択が新帳において果たされていたという点が参考になる。①については、(C)・(G)の各条でもこの書式がとられているので、他の料物収納・下充に関する帳簿もこの二帳に倣ったことになる。「右」記事の次に位置、すなわち主典と領の自署

欄を加えることによって記帳主体を明らかにし、主典安都雄足に記事閲覧の機会を与えて出納実務の正確さを期そうとするのが①の目的なのであろう。もっとも、新帳では安都雄足の自署はわずかしか認められないが、雄足自身、造石山寺所と奉写石山院大般若経所の責任者として繁忙な実務に従事していることを勘案すると、一定の期間ごとに各帳簿を通覧し自署は省略していたのではないかと思われる。②の場合は、(E)が(E)と「檜皮納帳」「和炭納帳」(以上二点は推定)を取り込んで作成されるように、あるいは(E)に対応して(H)雑材并檜皮及和炭用帳が作成されるように、料物の収納や下充を少数の帳簿で記帳できるようにし、帳簿題目と記事内容を一致させることで料目別の記帳や検出をより簡便に行なえるようにしたのであろう。これを要するに、三月上旬に行なわれた旧帳から新帳への書き換えは、帳簿利用を前提にしてのものと思われるが、(H)の三月二十九日条に朱筆で「已上春季告朔申了」(十五ノ三六六)と追記するように、それは近々に迫った春季告朔の作成に供するための措置であったと考えられる。

もっとも、春季告朔は、造石山寺所にとって既知の事柄であろうから、各帳簿もあらかじめ告朔を前提にして形式などを整えることができたはずである。ところが、それがどうもかなわなかったのは、実務上の不手際という問題の他に、帳簿の作成に従事する領の仕事量にそうした配慮を生み出すだけの余裕がなかったからではないかと思われる。前記のように、下道主が領(案主)として造石山寺所に出仕したのは、正月十六日ころからであった。道主は、この日より(E)雑材納帳・(F)鉄用帳・(G)雑物用帳(以上、旧帳)及び(C)食物用帳・(D)解移牒符案の各帳簿の作成に従事したと見られるが、これらの帳簿の筆蹟は、書き始めから二月末まで甲筆のみである(表1参照)から、残る五つの旧帳(いずれも推定、図5参照)も含めて、この間の記帳作業は道主一人で進められていたものと思われる。その道主には、料物出納の管理や雑公文の作成という日常的な業務があることを勘案すると、一〇点もの帳簿の記帳に加えて、これら各帳簿を春季告朔作成用に編成するだけの手間を見出たすのは、やはり困難というべきであろう。三月上旬に書き換えられた新帳の(A)造寺料錢用帳・(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳・(G)雑物用帳の冒頭部から乙筆が

認められる（表1参照）のは、こうした領下道主の煩瑣な業務を緩和し、来るべき春季告朔に向けての実務体制を整えるために、阿刀乙万呂が道主の補佐役として採用されたためと思われる。乙万呂は、二月六日に田上山作所から造石山寺所に配置換えになってから同月末までの間、(c)の二月十八日条に田上山作所への下充黒米三斛を付されたことしか見えないが、三月上旬になって、新帳の作成要員に抜擢されたのは、その能筆ぶりもさることながら、記帳実務の一端を付託するに足る人物として道主から評価を得ていたからであろう^⑧。

こうして、三月上旬から造石山寺所の各帳簿には、領位置に姓名を記す下道主の筆の他に、記帳の一部を担当する阿刀乙万呂の筆も散見するようになるのである。

（以下、次号掲載）

三 記帳状況

- (1) III期（三月十二日～四月四日）
- (2) IV期（四月五日～二十一日）
- (3) V期（四月二十二日～六月三日）
- (4) VI期（六月四日～二十一日）
- (5) VII期（六月二十二日～八月九日）
- (6) VIII期（八月十日～十二月下旬）
- (7) IX期（十二月下旬～七年六月）
- (8) 小結

おわりに

註

(38) 正月の上日を報告する造石山寺所解案(D)、十五ノ一四五〜一四六)は正月二十八日付で出されているが、主典安都宿祢雄足・長上船木宿奈万呂らの上日は三〇となっている。つまり、二十九日と三十日は上日と見なした上での報告であるが、この見なし上日が満たされない場合には、翌月の上日から差し引かれたものと思われる。その意味で、報告書に記される上日数は必ずしも実態に即していないわけである。造石山寺所の上日報告のほとんどが、月末の二〜四日前の日付を持つので、いずれもこのような見なしの上日を含んでいることになる。従って、表2に示した上日数は、数日程度の誤差の可能性があることを念頭にした上で使用することにする。

(39) 阿刀乙万呂が二月四日付造石山寺所符案で参向を求められた「寺家」とは、石山寺、具体的にはその造営機関である造石山寺所をさすものと思われる。

(40) 阿刀乙万呂の名は、二月十六日付造石山寺所牒案(D)、十五ノ一五三〜一五四)に造物所に返上する木工として見えている。しかし、(C)食物用帳の同日条には、木工阿刀兄万呂と勝広国への下米が記されている(五ノ一三)ので、この乙万呂は兄万呂の書き誤りであることがわかる(この点は福山前掲注(2)論文でも指摘されている)。もう一点、三月二十九日付造石山院所解案(D)、十五ノ一七八)には、同解が仕丁阿刀乙万呂に付されたことが朱筆で記されているが、これは同姓同名の別人と思われる。

(41) 岡藤前掲注(2)著書二四〇〜二四四、二五八〜二六三、三二一〜三二五ページ。『大日本古文書』は、この三帳を案文とは見なしていない。

(42) (F)鉄充并作上帳の二月二十五日条と三月十日条の間には、日付の部分で欠損する条文があるが、冒頭の正月十六日条からこの某日条までに記された鉄の下充数は、(G)雑物用帳の三月四日条に見える正月十六日から三月四日までの鉄下充数三三廷に一致するので、この某日とは三月四日のことと考えられる。

(43) 筆蹟よりすれば、正月十六日〜二月一日の各条は下道主(甲筆)が記し、それを受けて二月二日から三月四日までの各条を阿刀乙万呂(乙筆)が記したことになる(表1参照)。

- (44) (G)の題目は「雑材用帳」(十五ノ二九〇)とあって「材」に「物」を重ね書きしているが、これは書き誤りによるものと思われる。
- (45) (G)雑物用帳の正月二十四日条に「和炭參斛柴蚪／右作斧四口手斧四口料上寺鉄工沸真時充如件」(十五ノ二九二)とある和炭は、(H)雑材并檜皮及和炭用帳の三月九日条に和炭下充の内訳として記される「四石七斗充上院」(十五ノ三六五)の中に含まれているものと見られる。なお、租布と墨の下充記事がどう処理されたのかは明らかでない。
- (46) (F)鉄充并作上帳によれば、二月七日までに作上された釘の総数は三三八隻である。
- (47) 造寺料物は、三月十七日付、二十四日付、七月九日付の造東大寺司牒造東大寺司政所牒(正集五、五ノ一四四、二四〇～二四一、二四三～二四四)などによって奈良から石山へ送られているので、雑物収納帳は三月以降も存在していたはずである。(B)造寺料雑物収納帳が二月二十七日条で終わるのは、旧帳からの書き換えを行なったものの、三月に入って別途に新たな雑物収納帳(現存せず)が作成されることになり、二月までの分はこの一紙で閉じられ、主典安都雄足が収納記事の確認を行なって自署を加えたということであろうか。
- (48) 実際に(C)食物用帳・(D)解移牒符案の記帳が始まるのは、下道主が造石山寺所に出仕したす正月十六日ごろと思われる。これは、冒頭に正月十五日条を記す(E)雑材用帳の場合も同じである。
- (49) (B)造寺料雑物収納帳を除けば、新帳で安都雄足が自署を加えるのは、(A)造寺料銭用帳での五例(三月二十三日、二十四日、三十日の各条)だけである。表1参照。
- (50) 石山での写経機関は、(D)解移牒符案によると「奉写石山院大般若所」と書く例が多いが、以下では経を補なって奉写石山院大般若経所あるいは写経所と呼ぶことにする。
- (51) (H)では、題籤に「雑材并檜皮及和炭用帳」とあるのに対し、冒頭には「雑材用帳」と記されている。これは、三月四日に「雑材用帳」と題して本帳の記帳が始まったものの、(E)が雑材并檜皮及和炭納帳としての体裁をとるに至り、料物の収納と支出を対応させるため題目に「檜皮及和炭」を加えたからであろう。その際、見出しとなる題籤のみが訂正されたものと思われる。

(52) 旧帳での書式の不揃いは、形式よりも内容にもとづく実務の迅速化を図ったためと思われる。同一文言の繰り返しになる「右」記事の省略や、主典が日ごとの閲覧を行なわないことにもなう位署の省略などがそれに当たるのであろう。

(53) 天平宝字四年十月二十日付作金堂所解(案)(統修三七裏、十六ノ三一〇ノ三一、中間欠、三一ノ112ノ三一五、統々修四十二ノ一、四ノ四四四ノ四四五)では、下道主は案主、阿刀乙万呂は領として見えているので、道主は法華寺の阿弥陀浄土院金堂の造営を通して乙万呂の実務能力を周知していたものと思われる。

(補註1) 復原は『正倉院文書目録』、岡藤前掲注(2) 著書による。以下も同じ。

(補註2) この他、(C)食物用帳の二月三十日条には「半食給帳」(五ノ一八)が記されているが、その内実は明らかでない。

造石山寺所関係帳簿一覧表

1. 本表は、本稿で取り上げた(A)～(J)の14帳簿の用紙と背面の関係を一覧化したものである。各帳簿の復原は、本文の注2に示した論文・目録・原本調査報告にもとづいている。背面に見える反故文書の比較のために、参考として造石山寺所雑用手実も掲出しておいた。
2. 表示にあたっては、当該文書の紙数、種別と巻次（統々修の場合は帙・巻次）、写真番号（紙焼写真に見える用紙番号）及び『正倉院文書目録』に示された断簡番号を示し、接続の推定・推測の箇所には破線を、欠失部分にはその旨を記入した。紙背（帳簿の背面）の文書が2紙以上にわたるときは紙数（途中で欠失があっても現存の用紙数で示した。たとえば(C)造石山寺所食物用帳第27紙背と第28紙背の間など）を示し、何も記されていない場合は「空」、写真のないものも同様の状態と判断し、この場合は「(空)」と表記した。紙背の文書名は原則として『大日本古文書』『正倉院文書目録』に従ったが、一部内容に即して改めたものがある。
3. 紙背の分類の項に示したのは、伝来の契機と反故紙に還元された場所に注目して行なわれた反故文書の分類数字で、ここでは岡藤良敬氏の分類（同『日本古代造営史料の復原研究—造石山寺所関係文書—』法政大学出版局、1985年）に一部修正を加えたものを示した。その内容は次の通りである。
 - (一)造石山寺所で反故にされた文書（造石山寺所関係文書（石山写経所関係文書を含む）のうち、表文書として残存せず、裏面を利用された文書）
 - (二)近江国志何郡古市郷計帳手実（神亀元年～天平14年）
 - (三)奈良から造石山寺所に持参された文書
 - (1)天平末～天平勝宝4年文書
 - (2)越前関係文書（天平勝宝6年～天平宝字4年）
 - (3)彩色関係文書（天平勝宝9歳～天平宝字3年）
 - (4)写経関係文書（天平宝字2年）
 - (5)東塔所関係文書（天平宝字3年）
 - (6)法華寺阿弥陀浄土院金堂関係文書（天平宝字4年～5年）
 - (7)造東大寺司告朔案（天平宝字6年）
 - (8)その他（天平宝字2年～5年）

四石山から奈良に持ち帰った文書 (一)と(三)3の一部)

(四)奈良に移った造石山寺所及び奈良の写経所で反故にされた文書

(六)不明

岡藤氏の分類との相違点は、(D)造石山寺所解移牒符案の復原研究の進展（西洋子「造石山寺所解移牒符案の復原について—近江国愛智郡司東大寺封租米進上解案をめぐる—」関見先生古稀記念会編『律令国家の構造』所収、吉川弘文館、1989年）を受けて(四)(五)の項を設けたこと、その関係で不明の項を(六)としたこと、(三)に分類される文書の年代を(4)は天平宝字2年（ここに分類される文書の大半が同年の写経関係文書であるため、吉田孝「律令時代の交易」（同『律令国家と古代の社会』所収、岩波書店、1983年。初出は1965年）の分類に従う）、(5)は天平宝字3年（(D)第53紙背の文書は(5)に分類できないため）としたことである。その結果、各文書の分類にもいくつかの相違が生じた。以下順に示すと、新たに設けた(四)類には(D)第84、94～100紙背、(五)類には(D)第85～93紙背（12月24日ごろに下道主が奈良の写経所に還ることによる）の各文書。(三)(4)類を天平宝字2年に限定したため(A)第6・7紙背、(D)第44紙背、(F)第2紙背の4文書は反故にされた時点が明らかでないので(六)類、(D)第55～57紙背と(G)第10紙背は日付と内容より(三)(8)類、(G)第14紙背は石山写経所の上馬養のもとに届けられた文書と思われるので(一)類、(H)第1・2紙背は石山写経所で行なわれた大般若経1部600巻書写の見積り書と思われる（ここに記された見写料紙及び椽汁・帙の数値が、天平宝字6年12月16日付奉写二部大般若経用度解案（続々修4ノ7、16ノ59～68）のものと同じもしくは一致することから推定）ので(一)類、(J)第20紙背も同経の書写関係と見られるので(一)類。(D)第53紙背は東塔所関係の文書とは考えにくいので(三)(8)類。その他、(D)第36紙背は反故にされた時点が明らかでないので(六)類、(D)第76紙背は東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』二（東京大学出版会、1988年）に従い天平宝字6年の文書と推定して(一)類、(F)第1紙背は天平宝字2年の写経関係文書と考えられる（拙稿「天平宝字二年における御願経・知識経書写関係史料の整理と検討（下）」正倉院文書研究会編『正倉院文書研究』2所収、吉川弘文館、1994年）ので(三)(4)類、(G)第18紙背は法華寺阿弥陀浄土院金堂造営との関係が明らかでないので(三)(8)類。

(A) 造石山寺所造寺料銭用帳 (5年12月24日～7年正月30日)
 (題籤に「造寺料/銭用帳」(4/532)と記す往来軸に第1紙は貼り付けられる)

正倉院文書 (紙数・種別・写真番号・断簡番号)	当該文書		紙背				
	天平宝字6年	『大日本古文書』	分類	年月日	文書名	『大日本古文書』	
1 続々修43/13①	5年12月24日～6年正月8日	4/532～534/2			空		
2 ②	正月8日～2月30日	4/534/3～536			空		
3 続修38①(1)	2月30日～3月15日	5/355～357/4	(一)	天平宝字6年3月7日	空 造石山寺所解(案)(首欠)(2) 造石山寺所解(案)(首欠)(1)	5/138～139 5/137	
4 ②(2)	3月15日～3月26日	5/357/5～359/7					
5 ③(2)	3月26日～3月30日	5/359/8～360					
6 続修48⑦裏⑦裏	3月30日～4月13日	15/442～443/8	(六)	4月20日 4月14日	秦家主啓 僧誠懇状(首欠)	25/344 25/333	
7 ⑥裏⑥裏	4月13日～4月17日	15/443/9～444					
8 続修別集48②裏①裏	4月20日～4月26日	5/360～361/9	(一)	(天平宝字6年4月カ)	鏡紐様* 銅鏡背面下絵	未収 5/204・205	
9 ①裏①裏	4月26日～5月2日	5/361/10～362	(一)	(天平宝字6年4月カ)			
(コノ間欠失アリ)							
10 続修25⑥裏⑥裏	5月5日～5月10日	15/450～451	≡(8)	天平宝字5年8月29日	丸部人主月借錢解	4/508	
11 続々修43/9⑧⑤	5月10日～5月17日	15/451～452/12	≡(6)	(天平宝字4年12月カ)	造金堂所解(案)(首尾欠)**	16/274～275	
12 ③	5月某日～5月27日	15/446～447/4	≡(8)	(天平宝字カ)5年11月9日	額田部筑紫状(首欠カ)	15/129	
13 ④	5月27日～6月5日	15/447/5～113	(六)		供養料雜物進上啓(?) (尾欠)	15/376	
14 ⑤	6月8日～6月13日	15/448/1～18	(六)		染料黄蘗注文(?) (首欠カ)	25/372	
(コノ間欠失アリ)							
15 ⑥	6月某日～6月26日	15/448/9～449/9	(一)	(天平宝字)6年4月3日	山作所解	15/454～455	
16 ⑦	6月27日～7月1日	15/449/10～450	≡(8)	(天平宝字カ)4年8月11日	臺和麻呂錢進上文(首欠)	14/442	
17 続修別集32③裏	7月3日～7月16日	5/362～364/12	≡(7)	(天平宝字6年5月カ)	造東大寺司解(案)(尾欠)(3) 造東大寺司解(案)(尾欠)(2) 造東大寺司解(案)(尾欠)(1)	5/199/4～201 5/197/6～199/3 5/195～197/5	
18 ②裏	7月16日～7月22日	5/364/13～366/13					
19 ①裏	7月22日～8月8日	5/367/1～369					
20 続修29⑤裏⑤裏	8月8日～8月23日	5/369～371(1行未収)	≡(8)	天平宝字2年3月19日	画師行事功銭注進文	4/266～268	
21 続々修43/9②②	8月23日～7年正月30日	15/444～446	≡(8)	天平宝字2年3月17日	画師行事功銭注進文	4/265～266	

* 文書名は『正倉院古文書目録』(奈良帝室博物館正倉院掛印行、1929年)による。

**『大日本古文書』は「造石山院所用度帳」とするが、福山敏男氏の指摘に従い「造金堂所解(案)」の一部と見なした。

(A') 造石山寺所下銭帳 (6年4月9日~20日、本帳は未使用紙で作成される)

1	続々修38/8㊶裏	4月9日~4月17日	15/457~45918	天平宝字6年11月10日~17日	(J)造石山寺写経所食物用帳(4)	15/49318~495
2	㊶裏	4月17日~4月20日	15/45918~460	11月4日~10日	(J)造石山寺写経所食物用帳(4)	15/49211~49318

(B) 造寺料雑物取納帳 (5年12月28日~6年2月26日)

(往来軸に貼り付けられる。阿藤良政氏によれば、「謄写本」(東京大学史料編纂所蔵)には題簽を「造寺料/雑物納」(表裏同文)と記す。)

1	続々修43/14㊶	5年12月28日~6年2月26日	4/537~539		空	
---	-----------	------------------	-----------	--	---	--

(C) 造石山寺所食物用帳 (6年正月14日~閏12月29日)

1	続修別集42㊶	正月14日~正月20日	5/5~716		(空)	
2	㊶	正月20日~正月30日	5/717~919		(空)	
3	㊶	正月30日~2月7日	5/9110~11111		(空)	
4	㊶	2月8日~2月16日	5/11112~13113		(空)	
5	㊶	2月17日~2月26日	5/1411~1614		(空)	
6	㊶	2月26日~3月1日	5/1615~18		(空)	
7	続修後集10㊶(3)	3月1日~3月6日	5/18~20111		空	
8	㊶(3)	3月6日~3月8日	5/20112~22		空	
9	続修別集20㊶裏	3月8日~3月12日	15/378~38019	(三)(4) 天平宝字2年9月5日	東寺写経所解案(6)	4/31016~311
10	㊶裏	3月12日~3月15日	15/380110~38219		東寺写経所解案(5)	4/30817~31015
11	㊶裏	3月15日~3月20日	15/382110~384113		東寺写経所解案(4)	4/306110~30816
12	㊶裏	3月21日~3月26日	15/38511~38711		東寺写経所解案(3)	4/304112~30619
13	㊶裏	3月26日~3月29日	15/38712~388114		東寺写経所解案(2)	4/30311~304111
14	㊶裏	3月29日~4月4日	15/38911~390		東寺写経所解案(1)	4/301~302113
15	続々修38/9㊶	4月4日~4月6日	15/39112~113	(三)(7) 天平宝字6年3月1日	造東大寺司告朔解(案)(首欠)(5)	5/131111~113
16	㊶	4月6日~4月11日	15/39211~39414		造東大寺司告朔解(案)(首欠)(4)	5/13011~131110
17	㊶	4月12日~4月19日	15/39415~396111		造東大寺司告朔解(案)(首欠)(3)	5/12813~129113
18	㊶	4月19日~4月23日	15/396112~398110		造東大寺司告朔解(案)(首欠)(2)	5/12615~12812
19	㊶	4月24日~4月26日	15/398111~399112		造東大寺司告朔解(案)(首欠)(1)	5/125~12614
20	㊶	4月26日~4月28日	15/399113~400112	(三)(6) (天平宝字4年力)	造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/273113~274
21	㊶	4月29日~5月4日	15/400113~402111		造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/27212~273112
22	㊶	5月4日~5月10日	15/402112~40512		造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/27015~27211
23	㊶	5月10日~5月17日	15/40512~40715		造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/26818~27014
24	㊶	5月17日~5月25日	15/40716~40918		造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/266111~26817
25	㊶	5月25日~5月29日	15/40919~41015		造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/26612~110
26	㊶	6月1日~6月6日	15/41016~41211		造金堂所解(案)(首尾欠)㊶	16/264110~26611

正倉院文書 (紙教・種別・写真番号・断簡番号)		当 該 文 書		紙 背			
		天平宝字 6 年	『大日本古文書』	分類	年 月 日	文 書 名	『大日本古文書』
27	⑬	6月6日～6月10日	15/41211～41319			造金堂所解(案)(首尾欠)(7)	16/26317～26419
28	⑭	6月10日～6月15日	15/41319～415112			造金堂所解(案)(首尾欠)(6)	16/261110～26316
29	⑮	6月15日～6月21日	15/415113～417113			造金堂所解(案)(首尾欠)(5)	16/259113～26119
30	⑯	6月21日～6月26日	15/41811～42013			造金堂所解(案)(首尾欠)(4)	16/25813～259112
31	⑰	6月26日～7月3日	15/42013～42216			造金堂所解(案)(首尾欠)(3)	16/25618～25812
32	⑱	7月3日～7月7日	15/42216～42419			造金堂所解(案)(首尾欠)(2)	16/254112～25617
33	⑲	7月7日～7月10日	15/424110～426			造金堂所解(案)(首尾欠)(1)	16/253～254111
34	続々修43/3 ⑤裏	7月11日～7月14日	15/426～42819	㊦(2)	天平勝宝6年間(10月)	検米使解案	4/29～30
35	④裏	7月14日～7月16日	15/428110～430110	㊦(2)	(天平勝宝6年カ)3月21日	加賀郡司解*	4/79～80
36	③裏	7月17日～7月19日	15/430111～43212	㊦(2)	(天平勝宝7歳)	公廩米注文	4/78～79
37	②裏	7月19日～7月23日	15/43213～43413	㊦(2)	(天平勝宝7歳)	公廩米注文	4/77～78
38	①裏(1)裏	7月23日～7月28日	15/43414～436	㊦(2)	天平勝宝7歳9月26日	村部豊嶋解	4/76～77
39	続 修9 ⑧裏⑦裏	7月28日～7月29日	5/29～30	㊦	天平5年	近江国志何郡古市郷計帳(首尾欠)	1/504～505
40	③裏②裏	7月29日～8月7日	5/25～2717	㊦	(天平6年)	近江国志何郡古市郷計帳(首尾欠)	1/621～622
41	④裏④裏	8月7日～8月11日	5/2718～29	㊦	(天平14年)	近江国志何郡古市郷計帳(首尾欠)	2/327～329
42	②裏②裏	8月12日～8月19日	5/24～25	㊦	(天平14年)	近江国志何郡古市郷計帳(首尾欠)	2/326～327
43	続々修43/19⑦ ③	8月23日～閏12月29日	16/177～178	㊦	天平宝字6年8月11日	安都雄足雑物進下状(尾欠)	15/470～471

*『大日本古文書』は、続々修43/3の巻尾に貼り付けられた往来軸の題籤に「雑物収納」と記されることから、以下の4通の文書を「越前国雑物収納帳」と題しているが、『正倉院文書目録』1(正集)は、この往来軸は、本来正集45③裏の雑物収納帳(8/216～21719)の右に付せられていたと推定するので、4通の文書には、それぞれの内容に従い文書名を付けた。

(D) 造石山寺所解移牒符案(6年正月15日～7年6月16日)
(題籤に「解移牒符案」(表・裏)(15/137)と記す往来軸に第1紙は貼り付けられる)

1	続々修18/3 ①	正月15日～正月20日	15/137～13918		(空)		
2	②	正月20日	15/13919～140	㊦	(天平宝字6年カ)正月11日	安都雄足牒	15/310
(コノ間欠失アルカ)							
3	続 修 別 集 5 ⑥裏⑥裏	正月23日	15/140～141	㊦	天平宝字6年正月22日	上院牒	5/67～68
4	続 修44②裏②裏	正月23日	15/141～14219	㊦	(天平宝字6年カ)正月19日	上院請借斧文	15/307
5	⑬裏⑬裏	正月23日	15/142110～143	㊦	(天平宝字6年カ)正月22日	上院請借斧文	15/309

6	統 修22⑨裏⑨裏	正月23日	15ノ311	(←)	天平宝字6年正月16日	造石山寺所解案	15ノ290
7	統 修後集28⑥裏⑤裏	正月24日～正月28日	15ノ143～146	(←)	天平宝字6年正月16日	石山寺奉写大般若所雜物注文	5ノ58～59
8	統 修別集48⑨裏⑦裏	正月30日～2月1日	15ノ146～147	(←)		仮名文	未取
9	統々修18ノ3③	2月1日～2月3日	15ノ147～148/9	(←)	天平宝字6年2月1日	僧綱藤案	15ノ348～349
10	④ ②(2)	2月3日～2月14日	15ノ148/10～153			(空)	
11	統 修43⑩裏⑫裏	2月14日～2月19日	15ノ153～154	(←)	天平宝字6年2月10日	大尼公所陳(奥に安都雄足告)	5ノ106
12	統 修28①裏④裏	2月26日～2月30日	15ノ154～156	(←)	(天平宝字6年2月力)	造東大寺可解(案)	15ノ256～257
13	天平時代文書(5)	2月27日～2月30日	未取			(不明)	
14	統々修18ノ3⑤	2月30日	15ノ156～157	(←)	天平宝字6年2月30日	勢多庄領解案	15ノ356
		(コノ間欠失アルカ)					
15	統 修別集1⑧ ⑥	2月29日～3月6日	5ノ113～114,15ノ157～158			空	
		(コノ間欠失アリ)					
16	統 修48⑤裏⑤裏	3月4日	15ノ158～159	(←)	(天平宝字6年力)2月28日	猪名部牧虫啓(奥裏に封墨痕あり)	15ノ355
17	統々修18ノ3⑥ ④(1)	3月6日	15ノ159～160/5			空	
18	⑦	3月7日～3月8日	15ノ160/6～161/3	(←)	(天平宝字6年2月力)	石山院藤(案)(尾欠)(習書あり)	15ノ254
19	⑧	3月8日～3月12日	15ノ161/4～163/8	(←)	(天平宝字6年)正月15日～28日	(E')造石山寺所雜材納帳(尾欠)	15ノ258～260
20	⑨	3月13日	15ノ163/9～164/4	(←)(4)	天平宝字2年9月5日	東寺写経所解案(首欠)(4)	14ノ4515～19
21	⑩	3月13日	15ノ164/5～166/9			東寺写経所解案(首欠)(9)	14ノ4310～45/4
22	⑪	3月15日～3月17日	15ノ166/10～169/4			東寺写経所解案(首欠)(8)	14ノ4212～43/9
23	⑫	3月18日～3月21日	15ノ169/5～171/9			東寺写経所解案(首欠)(7)	14ノ4015～42/1
24	⑬	3月21日～3月	15ノ171/9～173/12			東寺写経所解案(首欠)(6)	14ノ3818～40/4
25	⑭	3月～3月26日	15ノ173/12～176/3			東寺写経所解案(首欠)(5)	14ノ3610～38/7
26	⑮	3月26日～3月30日	15ノ176/4～178/11			東寺写経所解案(首欠)(4)	14ノ3413～36/9
27	⑯	3月30日～4月4日	15ノ178/12～181/4			東寺写経所解案(首欠)(3)	14ノ3314～34/12
28	⑰	4月4日～4月2日	15ノ181/4～183/6			東寺写経所解案(首欠)(2)*	14ノ31～33/3
29	⑱ ④(5)	4月2日～4月7日	15ノ183/6～185	(←)(4)	天平宝字2年8月28日	造東大寺可解(首欠)(1)**	4ノ397～398
30	統 修後集33⑤裏②裏	4月7日～4月10日	15ノ185～187	(←)(7)	天平宝字6年4月1日	造東大寺可解(案)(首欠)(6)	5ノ194/11～195
31	統々修18ノ3⑱ ⑤	4月10日	15ノ187			造東大寺可解(案)(首欠)(5)	5ノ465
32	統 修後集33④裏①裏	4月7日～4月15日	15ノ187～189/7			造東大寺可解(案)(首欠)(4)	5ノ193/6～194/10
33	③裏①裏	4月15日～4月21日	15ノ189/8～191/8			造東大寺可解(案)(首欠)(3)	5ノ191/9～193/5
34	②裏①裏	4月21日～4月27日	15ノ191/8～193/8			造東大寺可解(案)(首欠)(2)	5ノ189/12～191/8
35	①裏①裏	4月27日	15ノ193/8～195			造東大寺可解(案)(首欠)(1)	5ノ188～189/11

正倉院文書 (紙数・種別・写真番号・断簡番号)	当該文書		紙背			
	天平宝字6年	『大日本古文书』	分類	年月日	文書名	『大日本古文书』
36 統修別集48①裏⑨裏	4月28日～5月2日	15/196～197	㊦		戯書啓	25/367
37 統々修18ノ3②	5月1日	15/19713～16	㊦	(天平宝字6年)	石山院藤(案)(尾欠)	15/254～255
38 ②	5月1日	15/19717～19812	㊦	天平宝字6年3月1日	東大寺造物所送進文	5/132
39 ②	5月1日～5月2日	15/19813～19912	㊦		他田水主(?)啓(尾欠カ)	16/276～277
40 ②	5月2日～5月4日	15/19913～20013	㊦(6)	(天平宝字5年)6月12日	檀皮葺倉収納雑物注文	4/505～506
41 ②	5月4日	15/20014～20113	㊦(8)	天平宝字5年9月25日	大石阿古麻呂雑物買進注文	4/509
42 ②	5月4日～5月6日	15/20114～20315	㊦(8)	(天平宝字)5年8月27日	賀茂馬養啓	15/124～125
43 ②	5月6日～5月13日	15/20316～20414	㊦	5月9日・12日	安都雄足夏衣服料并収納銭注文	15/462～463
44 ②	5月13日～5月14日	15/20414～20517	㊦		随求壇所銭用注文(?) (尾欠カ)	25/301～302
45 ② ⑥(9)	5月14日～5月16日	15/20518～207	㊦(8)	(天平宝字5年カ)12月14日	安都雄足用銭注文(紙面に「不用」とあり)	16/57～58
46 正 集6②裏②裏	5月16日～5月17日	15/207～210	㊦(2)	天平宝字3年4月8日	生江息嶋解(紙面に押印55、「不用」とあり)	4/359～360
47 統 修17②裏②裏	5月22日～5月23日	15/210～211	㊦(2)	天平宝字3年5月9日	越前国坂井郡司解(紙面に「不用」とあり)	4/364
48 統々修18ノ3② ⑦	5月23日～5月27日	15/211～212	㊦(2)	天平宝字3年5月28日	知太講上宿置米注文(紙面に「不用」とあり)	4/367
49 統 修46⑦裏⑦裏	5月27日～6月3日	15/212～214	㊦(2)	(天平)宝字3年5月10日	道守徳太理啓(紙面に「不用」とあり)	4/365
50 統 修17③裏③裏	6月3日～6月21日	15/214～215	㊦(2)	天平宝字3年5月13日	越前国足羽郡少領生江臣立解(紙面に「不用」とあり)	4/366
51 正 集6③裏③裏	6月21日	15/215～216	㊦(2)	(天平)宝字3年5月21日	足羽郡書生解(紙面に押印22、「不用」とあり)	4/366～367
52 統々修18ノ3② ⑧(1)	6月21日～6月27日	15/216～21815	㊦(3)	天平宝字3年4月16日	坂田池主請銭所用注文	4/360～361
53 ⑧	6月27日～7月2日	15/21815～21913	㊦(8)	天平宝字5年正月14日	造物所返抄	4/485～486
54 ⑧ ⑧(3)	7月2日～7月7日	15/21913～220	㊦(5)	(天平宝字3年)2月16日	坂田池主請銭所用注文	4/362～363
55 正 集5⑭裏⑤裏	7月7日～7月9日	15/220～22216	㊦(6)	天平宝字4年6月25日	奉造丈六観世音菩薩科雑物等請来注文(3)	4/423112～425
56 ⑭裏⑤裏	7月9日～7月16日	15/22216～22411			奉造丈六観世音菩薩科雑物等請来注文(2)	4/42211～423111
57 ⑭裏⑤裏	7月16日～7月21日	15/22411～225			奉造丈六観世音菩薩科雑物等請来注文(1)***	4/420～421113
58 統 修30⑩裏⑩裏	7月21日	15/226～227	㊦	天平宝字6年7月19日	宇治麻呂解(端裏に封墨痕あり)	5/252～253
59 統修別集8③裏③裏	7月21日	15/227	㊦	天平宝字6年7月18日	石山院藤(案)	5/251～252
60 統 修49②裏②裏	7月21日	15/228	㊦	(天平宝字6年カ)7月17日	麻柄全万呂状	5/242～243
61 統々修18ノ3③ ⑨	7月23日	15/229	㊦	天平宝字6年7月23日	造石山院所解案	15/229～230
62 統々修18ノ4⑤ ④	7月23日	5/256			空	
63 統 修47③裏③裏	7月25日	15/230～231	㊦	天平宝字6年7月5日	麻柄全万呂啓	5/242

正倉院文書 (紙数・種別・写真番号・断簡番号)	当該文書		紙背			
	天平宝字6年	『大日本古文書』	分類	年月日	文書名	『大日本古文書』
	(コノ間欠失アルカ)					
89 統修別集8⑥⑥	7年3月3日	5/400~402	栞	(天平宝字7年正月~2月カ)	写経鏡用注文(紙面に朱筆で「不用」とあり)	16/104~105
90 統修後集42③③	7年3月3日~5月6日	5/439(2行未収)	栞	(天平宝字)7年3月2日	僧慶宝状	5/400
91 ⑧裏①裏	7年5月6日	5/439~440	栞	天平宝字7年4月15日	請假不参解	5/435~436
92 統々修18/4③①	5月6日~6月9日	5/438,441~442,444,473~4	栞	(天平宝字7年)	奉写仁王経疏経師等解文(案)(2)	16/43017~431
93 ④③2	6月9日~6月16日	5/44415~446			奉写仁王経疏経師等解文(案)(1)	16/429~43017
94 統修40③裏	7年6月16日~2月20日	16/390~39173	栞(+)	天平宝字6年4月2日	東大寺鐫鏡用度注文(3)	5/2047~113
95 ②裏	7年2月20日~6年10月17日	16/39113~39313			東大寺鐫鏡用度注文(2)	5/20219~20416
96 ①裏	6年10月17日~9月28日	16/39314~395			東大寺鐫鏡用度注文(1)	5/201~20218
97 統修17④④	4月20日~4月25日	16/395~397	栞[目3]	(天平宝字2年カ)	画所解(尾欠)	23/621~622
98 統修43②裏②裏	4月29日~6月4日	16/397~398	栞[目3]	天平宝字2年3月3日	造東大寺司政所符	4/263
99 ①裏①裏	7月6日~7月9日	16/398~399	栞[目3]	天平宝字2年2月20(日カ)	造東大寺司召文(案)(兼目裏書「封印□」半存)	4/260~261
100 統修16⑩裏⑤裏	空		栞[目3]	天平宝字2年2月24日	画工司移(兼目裏書「封印□」半存)	4/259~260

* (G) 造石山寺所雜物用帳の第9紙背に接続か。 ** 1行程度の欠失をはさんで (E) 造石山寺所雜材并檜皮及和炭納帳の第14紙背に続く。

*** 第1, 2紙に押印20あり。

(E) 造石山寺所雜材并檜皮及和炭納帳(6年正月15日~7月22日)

(題籤に「雜材并檜皮及和炭納帳/又裏等六年」(表・裏)(15/260)と記す往來軸に第1紙は貼り付けられる)

1 統々修45/3①	正月15日~正月28日	15/260~26118	栞(4)	天平宝字2年11月3日	東寺写経所解案(6)	14/23415~111
2 ②	正月28日~2月5日	15/26119~26312			東寺写経所解案(5)	14/23218~23415
3 ③	2月5日~2月20日	15/26313~26419			東寺写経所解案(4)	14/23111~23217
4 ④	2月21日~3月2日	15/26410~26613			東寺写経所解案(3)	14/22917~230113
5 ⑤	3月2日~3月8日	15/26614~267112			東寺写経所解案(2)	14/227111~22916
6 ⑥	3月8日~3月16日	15/267113~269112			東寺写経所解案(1)	14/226~227110
7 ⑦	3月16日	15/269113~27012			空	
8 ⑧	3月16日~3月18日	15/27013~112	栞(4)	(天平宝字2年7月5日)	東大寺写経所解(案)(尾欠)	14/252
9 ⑨	3月18日~3月23日	15/270113~272112	栞(4)	(天平宝字2年9月19日~10月7日)	後金剛般若経経師等参仕歴名(尾欠カ)(2)	14/11573~117
10 ⑩	3月23日~3月24日	15/272113~273110			後金剛般若経経師等参仕歴名(尾欠カ)(1)	14/114~11512
11 ⑪	3月24日	15/273111	(+)		(G) 造石山寺所雜物用帳(尾欠カ)(2)空	

12	⑫	3月24日～3月30日	15/273/12～275		(天平宝字6年)正月16日～2月25日	(G')造石山寺所雑物用帳(尾欠力)(i)	15/290～292
13	統修別集47⑨裏	3月30日～4月4日	15/275～277/10	(≡)(4)	天平宝字2年8月28日	造東大寺司解(首欠)(3)	4/295/7～296
14	⑥裏	4月4日～4月17日	15/277/11～280			造東大寺司解(首欠)(2)*	4/293～295/6
15	統々修45/3⑬	4月17日～4月21日	15/280	(≡)		(書込1行あり)	未収
16	⑭	4月12(22力)日	15/280～281	(-)	(天平宝字)6年3月27日	鳥取国万呂状	15/441
17	⑮③	4月22日～4月23日	15/281～282	(≡)(4)	(天平宝字2年力)	見参経師等歴名	23/173～174
18	統修28③裏③裏	4月23日～4月27日	15/282～284	(≡)(4)	(天平宝字2年9月22日)	造東寺司移(案)(尾欠)	14/172～173
19	統々修45/3⑯④(1)	4月28日～5月2日	15/284～285/7	(≡)(6)	(天平宝字)5年6月26日	檀皮茸藏取納雑物檢注文	25/304～305
20	⑰④(2)	5月2日～6月6日	15/285/8～287	(-)	(天平宝字6年力)3月6日	下道主雑物進上啓案(尾欠)	15/374～376
21	統修47⑩裏⑩裏	6月6日～6月10日	15/287～288	(≡)(8)	(天平宝字)5年12月1日	下道主啓	4/523
22	統々修45/3⑱⑤(1)	6月12日～7月4日	15/288～289/4	(-)	(天平宝字6年力)	甲可田上等木工仕丁注文	15/356
23	⑲	7月11日～7月22日	15/289/5～111	(-)	天平宝字6年3月23日	造石山寺所障(首欠)	15/440～441

(以下欠失)

* (D) 造石山寺所解移牒符案の第29紙背に、1行程度の欠失をはさんで続く。

(E') 造石山寺所雑材納帳(6年正月15日～28日、本帳は未使用紙で作成される)

1	統々修18/3⑧裏	正月15日～正月28日	15/258～260		天平宝字3年3月8日～12日	(D)造石山寺所解移牒符案⑨	15/161/4～163/8
---	-----------	-------------	------------	--	----------------	----------------	----------------

(以下欠失)

(F) 造石山寺所鉄充并作上帳(6年正月16日～8月3日)

(題籤に「鉄充并作上」(表・裏)(15/292)と記す往來軸に第1紙は貼り付けられる)

1	統々修45/2①	正月16日～正月26日	15/292～293/5	(≡)(4)	(天平宝字2年11月力)	写経料食物注文	14/245～246
2	②	正月26日～正月30日	15/293/6～112	(≡)	9月21日	高笠麻呂状	25/347～348
3	③	2月1日～2月5日	15/293/13～294/10	(-)	(天平宝字6年力)3月7日	山作所解	15/378
4	④	2月5日～2月9日	15/294/11～295	(≡)(4)	天平宝字2年9月25日	経師栗田君足解	14/178
5	統修別集16⑦裏	2月9日～2月13日	15/295～296	(≡)(4)	天平宝字2年9月23日	東寺写経所解	未収
6	⑥裏	2月17日～2月21日	15/296～297	(≡)(4)	天平宝字2年10月3日	東寺写経所解	4/339
7	統々修45/2⑤	2月23日	15/297	(≡)(4)	天平宝字2年10月3日	東寺写経所牒(2)	25/255
8	統修別集7⑨裏	2月25日～3月10日	15/297～298			東寺写経所牒(1)	25/244
9	統々修45/2⑥③	3月10日～3月18日	15/298～299/7	(-)	天平宝字6年2月13日～2月21日	(F')造石山寺所鉄用帳(尾欠)(2)	未収

正倉院文書 (紙教・種別・写真番号・断簡番号)	当該文書		紙背			
	天平宝字6年	『大日本古文書』	分類	年月日	文書名	『大日本古文書』
10 ⑦ ③	3月18日～4月20日	15/2997～301	㊦(4) ㊦	正月16日～2月11日 天平宝字2年8月4日	(F')造石山寺所鉄用帳(尾欠)(1) 東市庄解 判官以下人数注文*	5/60～62 4/286 16/275～276
11 続 修26①裏①裏 12 続々修45ノ2⑧ ④	4月20日～5月16日 6月4日～6月8日	15/301～302 15/303				
(コノ間欠失アルカ)						
13 ⑨ ⑤	6月18日～7月5日	15/303～30418	(-)	天平宝字6年6月1日	安都雄足藤(尾欠)(2) 安都雄足藤(尾欠)(1)	15/46612～17 15/465～46611
14 ⑩ ⑤	7月5日～7月12日	15/30419～305				
15 続 修46⑨裏⑨裏	7月12日～8月3日	15/305～306	㊦(2)	天平宝字4年3月21日	道守徳太理啓(尾欠)	4/415～416

*『大日本古文書』は「造石山院散役注文」と題するが、岡藤氏の標記に従い改めた。

(F') 造石山寺所鉄用帳 (6年正月16日～2月21日、本帳は未使用紙で作成される)

1 続々修45ノ2⑦裏③裏	正月16日～2月11日	5/60～62		天平宝字6年3月18日～4月20日 3月10日～3月18日	(F)造石山寺所鉄充并作上帳00 (F)造石山寺所鉄充并作上帳(9)	15/29978～301 15/298～29717
2 ⑥裏③裏	2月13日～2月21日	未収				
(以下欠失)						

(G) 造石山寺所雜物用帳 (6年正月24日～7月27日)

(題籤に「雜物用帳/六年」(表・裏) (15/314) と記す往來軸に貼り付けられる表裏空の紙に第1紙は繋がる)

1 続々修44ノ6①	正月24日～正月30日	15/314～31516	㊦(4)	(天平宝字2年9月カ)	氏名關状(尾欠)	25/233
2 ②	正月30日～2月7日	15/31617～316112	㊦(4)	(天平宝字2年)9月14日	坤宮下官葛木戸主状	14/63
3 ③	2月7日～2月13日	15/316113～31875	㊦(4)	(天平宝字2年)9月10日	知識写大般若経料紙進送文	25/236～237
4 ④	2月13日～3月12日	15/31816～32014	㊦(4)	(天平宝字2年)9月23日	造大殿所解	25/239～240
5 ⑤	3月12日～3月25日	15/32015～32115	㊦(4)	(天平宝字2年)9月23日	唐僧惠雲状	25/242
6 ⑥	3月25日～3月30日	15/32115～322110	㊦(4)	(天平宝字2年)9月4日	為奈豊人啓	25/235
7 ⑦	3月30日～4月1日	15/322111～32315	㊦(4)	(天平宝字2年カ)10月5日	高麗大山状	25/349
8 ⑧	4月2日～4月5日	15/32516～32416	㊦(4)	(天平宝字2年)9月18日	弓削秋麻呂櫻井祖連署啓	25/238～239
9 ⑨	4月5日～4月14日	15/32417～326	㊦(4)	天平宝字2年9月5日	東寺写経所解案(首欠)(1)*	14/29～31
10 ⑩	4月14日～4月25日	15/327～32915	㊦(8)	天平宝字4年6月15日	土師男成銭用文	14/348～349
11 ⑪	4月25日～5月17日	15/32915～33115	㊦(4)	(天平宝字2年11月) (天平宝字)2年11月7日 (天平宝字)2年11月7日	奉写後金剛般若経料銭注文案 奉写先経料銭用并所銭注文(案) 司并人々大般若経料銭用并所銭注文(案)(2) 司并人々大般若経料銭用并所銭注文(案)(1)	14/237112～238 14/23711～111 14/23614～113 14/235～23613
12 ⑫	6月4日～6月6日	15/33116～111				

13	⑬	6月7日～6月18日	15/331/12～333	㊦(4)	(天平宝字)2年11月7日	上馬養大般若經布施注文(案)	14/238
14	⑭	6月18日～7月4日	15/333～335/2	(一)	(天平宝)字6年4月16日	大工益田繩手經師真進啓	15/461
15	⑮	7月4日～7月6日	15/335/3～335/13	(六)		車持果安解(尾欠)	25/350～351
16	⑯	7月6日～7月10日	15/336/1～337/7	(六)	月9日	安都繼万呂状(欠損多シ)	25/349～350
17	⑰	7月10日～7月20日	15/337/7～339	(六)	2月4日	雑用錢并円直銭等注文(首欠カ)	15/350～351
18	⑱	7月20日～7月24日	15/339～340	㊦(8)	天平宝字4年7月25日	丸部足人解(紙面に押印22あり)	14/360～361
19	⑲	7月24日～7月27日	15/340～342	(六)		悔過所(?)雑物注文	16/482～483
(以下欠失)							

* (D) 造石山寺所解移牒符案の第28紙背に接続か。

(G') 造石山寺所雑物用帳(6年正月16日～2月25日、本帳は未使用紙で作成される)

1	統々修45/3⑫裏	正月10日～2月25日	15/290～292		天平宝字6年3月24日～3月30日	(E)造石山寺所雑材并檜皮及和炭納帳⑫	15/273/12～275
2	⑪裏	空			3月24日	(E)造石山寺所雑材并檜皮及和炭納帳⑫	15/273/11
(以下欠失カ)							

(H) 造石山寺所雑材并檜皮及和炭用帳(6年3月4日～10月1日)

(題籤に「雑材并檜皮及和炭用帳/六年」(表)「雑材并檜皮及和炭用/六年」(裏)(15/365)と記す往來軸に第1紙は貼り付けられる)

1	統々修45/4①	3月4日～3月20日	15/365～366/7	(一)	(天平宝字6年カ)	写経料注文(首尾欠)(2)*	18/588/1～589
2	②	3月20日～4月12日	15/366/8～367/8			写経料注文(首尾欠)(1)	18/587/2～/13
3	③②	4月13日～5月1日	15/367/9～369	(一)	(天平宝字6年カ)4月9日	上毛野真人啓	15/455
4	統 修47②裏②裏	5月2日	15/369	(一)	天平宝字6年3月9日	六人部荒角首(首欠)(裏裏に封墨痕あり)	5/139
5	統 修後 集20②裏②裏	5月2日～6月6日	15/369～370	㊦(8)	天平宝字2年2月	月借錢解	4/261
6	統 修25④裏④裏	6月6日～6月18日	15/370～371	㊦(2)	天平宝字2年7月15日	越前国田使解	4/275
7	⑤裏⑤裏	6月18日～7月6日	15/371～373	㊦(8)	天平宝字3年6月10日	松原王解	4/368
8	統 修46①裏①裏	7月8日～10月1日	15/373～374	㊦(8)	天平宝字2年6月27日	月借錢解	4/273
(以下欠失)							

*『大日本古文書』は「奉写一切経所解」と題するが、内容により上記のように改めた。

(I) 米売価銭用帳(第二札)(6年8月10日~9月24日)
(題籤に「米売銭用/倉札」(表・裏)(未取)と記す往来軸に第1紙は貼り付けられる)

正倉院文書 (紙数・種別・写真番号・簡番番号)	当該文書		紙背			
	天平宝字6年	『大日本古文書』	分類	年月日	文書名	『大日本古文書』
1 統修後集11①(1) 2** ②(2)	8月10日~8月28日 9月5日~9月24日	5/266~268/8 5/268/9~270	㊦(3) ㊦(3)	天平勝宝9歳4月7日	画師等歴名(案)(1)* (画師等)歴名(首欠)	4/227~228 13/220
(以下欠失)						

* (J) 造石山寺所食物用帳の第4紙背に接続か。 **岡藤氏は、統々修43/9㊦(15/452/13~453)を第3紙とされるが、これは東大寺写経所間銭下帳(統々修43/11、14/201~202、統修43裏、14/203~204)の第4紙と見られるので、ここでは除いた。

(J) 造石山寺写経所食物用帳(6年8月12日~12月13日カ)

1 統々修38/8①	8月12日~8月18日	15/471~474/1	㊦(3)	天平宝字3年3月	大仏殿繪給画師作物功銭帳(尾欠)(3)	4/356/9~358
2 ②	8月18日~8月23日	15/474/1~476/1			大仏殿繪給画師作物功銭帳(尾欠)(2)	4/354/12~356/8
3 ③	8月24日~9月1日	15/476/2~478/3			大仏殿繪給画師作物功銭帳(尾欠)(1)	4/353~354/11
4 ④ ①(2)	9月1日~9月8日	15/478/4~479	㊦(3)	天平勝宝9歳4月7日	画師等歴名(案)(2)*	13/219
5 統修25③裏③裏	9月9日~9月13日	15/480~481	㊦(1)	天平勝宝2年5月26日	出拳銭解	3/405
6 ①裏①裏	9月14日~9月17日	15/481~482	㊦(1)	天平勝宝2年5月6日	出拳銭解	3/391
7 統修後集20①裏①裏	9月17日~9月19日	5/33	㊦(1)	天平勝宝2年6月5日	月借銭解	3/406
8 統集25②裏②裏	9月(22日カ)~9月26日	15/482~483	㊦(1)	天平勝宝2年5月15日	出拳銭解	3/395
9 統々修38/8⑤②	9月26日~10月5日	15/483~486	㊦(1)	天平勝宝4年6月7日	高椅連乙麻呂・三千代連黒麻呂解	12/311~312
10 正集44②裏②裏	10月6日~10月11日	5/23~24	㊦(1)	(天平20年)	他田日奉部神護解	3/150
11 統々修38/8⑥③(1)	10月11日~10月18日	15/486~488/5	㊦(1)	(天平勝宝8歳カ)6月9日	僧憲常請彩色状	25/198~199
12 ⑦	10月19日~10月23日	15/488/6~489/4	㊦(1)	(天平19年カ)	伊勢内宮飭金物用度注文(尾欠)(4)**	25/371/2~111
13 ⑧	10月23日~10月25日	15/489/5~111			伊勢内宮飭金物用度注文(尾欠)(3)	25/370/17~371/11
14 ⑨	10月25日~10月29日	15/489/12~490/10			伊勢内宮飭金物用度注文(尾欠)(2)	25/369/17~370/6
15 ⑩	10月29日~11月4日	15/490/11~492/11			伊勢内宮飭金物用度注文(尾欠)(1)	25/368~369/6
16 ⑪	11月4日~11月10日	15/492/11~493/8	(-)	天平宝字6年4月17日~20日	(A')造石山寺所下銭帳(2)	15/459/8~460
17 ⑫	11月10日~11月17日	15/493/8~495		4月9日~17日	(A')造石山寺所下銭帳(1)	15/457~459/8
18 統修別集48⑩裏⑩裏	11月17日~11月24日	5/30~32	(-)		仮名文	未取
19 統修22⑩裏⑩裏	11月24日~11月28日	15/496~497	(-)	天平宝字6年7月23日	安都雄足解	5/255~256
20 統々修38/8⑧④(1)	11月28日~12月6日	15/497~499/7	(-)	(天平宝字6年)4月4・5日	経師等充紙帳(首欠カ)	25/260~261
21 ⑬	12月6日~12月(13日カ)	15/499/7~500	(-)		(書込1行あり)	未取カ

* (I) 米売価銭用帳の第1紙背に接続か。 **『大日本古文書』は「造大神宮用度帳案」と題するが、岡藤氏の標記に従い改めた。

<参考> 造石山寺所雜用手実 (天平宝字 6 年 3 月 3 日～8 月 9 日)
 (題籤に「雜用手実」(表・裏) (15ノ357) と記す往來軸に第 1 紙は貼り付けられる)

1	統修別集34①	3月3日	15ノ357	(一)	(天平宝字6年力)3月10日	安都雄足膝	15ノ438
2	②	{ 3月10日、11日	15ノ358～35912			空	
3	③	{ 3月15日～25日	15ノ35913～111	(六)		仏像彩色料注文	12ノ256～257
4	④	{ 3月26日、4月3日～13日	15ノ360～361			空	
5	⑤	{ 4月2日、6日、13日、17日	15ノ361～362	(六)		写経注文(首尾欠)(2)*	21ノ52617～527(1行未取)
6	⑥	{ 4月18日	15ノ36311～19	(一)	(天平宝字)6年4月15日	造石山寺政所符案(紙面に「不用」とあり)	5ノ215
7	⑦	{ 4月18日	15ノ363110～111	(六)		写経注文(首尾欠)(1)*	21ノ52615～16
8	⑧ (8)	{ 4月18日	15ノ36411～13			空	
9	⑨ (9)	{ 4月18日、26日	15ノ36414～110	(一)	(天平宝字6年力)	銭用帳(首尾欠)	5ノ369
10	⑩	空		(三)(8)	(天平宝字)5年11月21日	安都雄足啓(首欠)	未取
(コノ間権欠)							
11	統修後集6⑥ (3)	{ 4月24日	5ノ22012～15	(一)	(天平宝五年力)	某札紙?の(中)部申上石山寺所扱ひ掛懸あり	25ノ338
12	⑦ (4)	{ 4月24日	5ノ22016～18	(六)		雜物用度帳(首尾欠)	24ノ41～42
13	⑧ (5)	{ 6月21日、27日	5ノ239～240			空	
(コノ間権欠カ)							
14	正集6⑤ (5)	8月9日	5ノ261			空	
15	統々修45ノ6④ ④(1)	{ 8月9日	5ノ262～26411	(三)(3)	天平宝字2年4月9日	画師行事功銭注進文	13ノ234～236
16	⑤	{ 8月9日	5ノ26412～265	(三)(3)	天平宝字2年4月10日	画師行事功銭注進文	4ノ271～272

*『大日本古文書』は「奉写一切経所解(?)」と題するが、内容により上記のように改めた。なお、第5紙背と第7紙背は接続か。